仕様書番号	ＥＹＡＢ－Ｃ０００１６４

吉井空調機据付

<table>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="6">吉井空調機据付</td></tr>
<tr><td colspan="2">種　　別</td><td colspan="4">表紙</td><td>図面番号</td><td colspan="2">１／８</td></tr>
<tr><td>支処長</td><td>総務科長</td><td>管理班長</td><td>営繕班長</td><td>企画主任</td><td>管財係</td><td>電気係長</td><td>作成者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">吉井分屯地総務科</td><td colspan="2">作成年月日</td><td colspan="2">R2.1.16</td></tr>
</table>

仕　様　書

1　件　　名

吉井空調機据付

2　場　　所

群馬県高崎市吉井町馬庭２５２９番地　陸上自衛隊吉井分屯地

3　適用範囲

本仕様書は、吉井空調機据付について必要な事項を定める。

4　概　　要

調達要領指定書のとおり。

5　官 給 品

「官給品仕訳書」のとおり。

6　一般事項

（1）本役務は、仕様書・図面によるほか「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」その他関係法令に基づき実施すること。

（2）本仕様書・設計図書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約業者の責任において実施すること。

（3）分屯地内における行動は、官側の指示による。

（4）役務期間中は、危険防止・安全管理に留意すること。

（5）検査合格後、施工上の欠陥によるものと思われる不具合の発生については、契約業者は一年間その責を負うものとする。

（6）本役務によって生じた破損・汚染箇所は完全に修復すること。

（7）写真は、着工前・作業中・完了後及び必要箇所等を撮影し監督官に提出すること。

（8）本役務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、その都度契約担当官や監督官と協議し、疑義の解決を得た後、その指示に従うものとする。

（9）提出書類は、官側が示す様式により作成・提出すること。

7　据付要領

（1）空調機を所定の位置に冷媒配管、ドレン配管、電気配線及び室外機架台とともに設置する。

（2）真空引き後に気密テストを実施し、漏れがないことを確認すること。

8　検査事項

仕様書に基づき検査をおこなう。

調達要領指定書

指定事項

１　空調機据付

（１）４号ボイラー室１組、３７号保管班２組の壁掛形室内機、室外機及びワイヤードリモコンを撤去し同じ場所に官給品の機器を据付する。

（２）官給品機種については図面番号５／８「官給品仕訳書」のとおり。

（３）室外機の架台は既設品を再利用する。

２　配　管

（１）冷媒用被覆銅管は既設品を撤去し、新設の配管を使用すること。使用材料は冷媒ガスＲ３２が使用可能な種別のφ６．４、φ９．５、φ１２．７及びφ１５．９を使用すること。保温材厚は８ｍｍおよび１０ｍｍの仕様でも良いものとする。

（２）ドレン配管は既設品を撤去し、新設の配管を使用すること。使用材料はドレンホースでも良いものとする。

（３）保温工事は既設品を撤去し、屋内外共に新設のアイボリー色のエアコン配管用化粧カバーを使用すること。

３　渡り配線

渡り配線は既設品を撤去し、新設のＥＭ－ＥＥＦ１．６－３Ｃの絶縁電線を使用すること。

４　漏電遮断器

（１）漏電遮断器は屋内の既設品を撤去し、新設の漏電遮断器を屋外に設置すること。使用材料は４号ボイラー室については３０ＡＦ／１５ＡＴ、３７号保管班については３０ＡＦ／１５ＡＴ及び３０ＡＦ／２０ＡＴを使用し、共に感度電流３０ｍＡ、動作時間０．１秒以内のものを選定すること。

（３）新設の屋外用ブレーカボックスを取付し、その中に新設の漏電遮断器を取付ること。ブレーカボックスは鋼板製のものを使用すること。３７号保管班については、１つのブレーカボックス内に２つの漏電遮断器を取り付けること。

５　一次側電源配線

４号ボイラー室については、既設動力盤～屋内既設漏電遮断器までの配線を撤去し、新設のＥＭ－ＣＥ２．０ｍｍ^2－３Ｃの電線をしようし配線すること。３７号保管班については、既設ケーブルを使用し接続すること。

６　二次側電源配線

（１）電源配線は既設品を撤去し、新設のＥＭ－ＣＥ２．０ｍｍ^2－３Ｃの電線を使用すること。

件　名	吉井空調機据付		
種　別	調達要領指定書	図面番号	３／８

（２）電源配線はエアコン配管用化粧カバー内で冷媒管と共巻きし、室外機まで配線すること。

７　Ｄ種接地工事

既設接地線を使用し接続すること。ただし、接地配線が破損等している場合は新たな電線を接続し機器と接続すること。

８　ガス回収及び破壊証明

既設機器の使用冷媒はＲ４１０Ａであり。フロン回収機にて回収後破壊処理を確実に実施すること。破壊処理実施後、納期までにマニフェストのＥ票の写しと破壊証明書を監督官に提出すること。

９　産業廃棄物

本役務により産業廃棄物が発生した場合は、「建設工事に係わる資源の再資源化等に関する法律施行規則」及び同施行令に基づき、再生業者への運搬、処分を実施し、その証明書を監督官へ提出すること。また、再利用することが妥当でないと判断された場合には、場外搬出最終処分を実施し、納期までにマニフェストの写しを監督官に提出すること。なお、金属類については監督官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出する。

１０　撤去金属類

撤去品の空調機や金属類は処分せず、官側の示す場内置場まで運搬し納期までに発生材調書を監督官に提出すること。

１１　その他

（１）作業日時は平日の午前８時２０分から午後１７時までの間を基準とする。

（２）取付要領の細部については、図面のとおり。